

島根県報

号外 第五号

平成十五年二月三日
(月曜日)

告示次

平成十五年度保安林内立木伐採面積の許容限度

(森林整備課)

告示

島根県告示第八十六号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第四項の規定により、平成十五年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり定めたので、同令第四条の二第三項の規定により告示する。

平成十五年二月三日

島根県知事 澄田信義

同一の単位とされる保安林	皆伐の限度たる面積(ha)
松江地区	水源かん養保安林
斐伊川	八二三・四三
神戸川	一七一六・五〇
大田地区	一八一七・〇四
邑智地区	一一三・七五
那賀地区	一三一八・七七
美鹿地区	一二二四・一七
" " " " "	三三五五・六九

江津市	温泉津町	仁摩町	大田市	仁摩町	江津東地区	益田東地区	浜田東地区	江津西地区	温泉津町	江津東地区	仁摩町	大田市	仁摩町	大田市	多伎町	湖陵町	長浜地区	湊原地区	浜山地区	防風保安林	隠岐						
" " " " "	" " " " "	" " " " "	" " " " "	" " " " "	" " " " "	" " " " "	" " " " "	" " " " "	" " " " "	" " " " "	" " " " "	" " " " "	" " " " "	" " " " "	" " " " "	" " " " "	" " " " "	" " " " "	" " " " "	" " " " "	" " " " "	" " " " "					
○・四四	二・七八	二・六二	四・五〇	九・四六	一・四六	○・〇四	一・〇〇	七・二八	○・三六	○・七二	○・〇四	○・一〇	一・三八	三・二二	一・三四	五・三三	○・八八	○・〇二	○・三三	○・六〇	○・七一	二・八五	二・四〇	二・二三	一・〇二	二・二三	二・五六・二九

平成十五年一月三日印刷
平成十五年二月三日発行

発行者

島

根

県

印 発行所
刷

松江市殿
上海市學園

南町
松島根
陽印刷所
県庁

定価一箇月

金一千四百二十円（送料共

毎週火・金曜日発行